

議会改革特別委員会

平成30年10月30日

葛城市議会

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。大変秋の催しの多い中、忙しいところご参集を賜りまして、ありがとうございます。

議会改革特別委員会におきましては、昨年念願でございます議会基本条例を策定いたしまして、1年目の年でございます。大変ご苦勞をいただきまして作成をされた基本条例ではございますけれども、この基本条例が目的を達成するよとということ、委員の皆さん方のご意見を頂戴しながら、一般に言う魂を込めるといいますか、充実したものに進めてまいりたいということでございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げておきたいと思っております。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。松林議員でございます。梨本議員でございます。藤井本議員でございます。よろしくお願いをいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより調査案件に入らせていただきます。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。

葛城市議会基本条例につきましては、議会のあり方、役割などにつきまして、議会に関する基本事項を条例化したものでございます。葛城市議会の最高規範として位置づけられております。施行から、先ほども申し上げましたように、早くも1年が経過したところでございます。施行後からこれまでの間におきまして、議会のインターネットライブ中継に加えて、リアルタイムで議会中継を見られない市民の皆様にもご利用いただける録画配信サービスを導入しました。また、今年度中に実施を予定しております会議録の検索システムの導入など、市民の皆さんが議会活動をより身近に感じていただけるよう、葛城市議会としてもできることから議会改革に邁進しているところでございます。

なお、葛城市議会基本条例の第19条におきましては、このような議会活動の活性化を継続させるために、1年に1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改善が必要であれば基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないと、このように定められておるところでございます。

そのため、本日の委員会におきましては基本条例の条文について検証を行い、見直しの必要性についてご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、葛城市議会基本条例を制定する際に、今後の検討事項にもなっておりました議会の議決事項の追加については、本日まで、議員各位のお考えを聞かせていただく機会も設けながら検討を始めておりました。その中で、友好都市、姉妹都市などの締結または解消にかかわる事項を議会の議決事項に追加してはどうかと、こういうふうな意見、また総合計画

の策定や変更、さらに名誉市民の決定、このようなことについて議決事項に追加してはどうかというご意見など、さまざまな意見がございました。議決事項の追加につきましては、本日の委員会で結論を出すのではなく、葛城市議会の検討課題として、今後、協議していただければと思っております。

それでは、葛城市議会基本条例の検証及び見直しについて、ご意見等がございましたら伺いをしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 見直しというか、充実させるという上で少し意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、議員の質を向上させるというか、議員活動の水準を上げていくために、いわゆる研修ということで書かれているところがあります。第7章ですか。きょうのお手元の資料9ページでありますけれども、ここの第12条第2項のところ、議会は議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする、とございます。来年度の予算編成の時期にもなりますので、これまで議会としては行政視察というふうな形で先進事例を視察に行つて、その結果についても市民の皆さんにお知らせするということにはなっていると思うんですけれども、いわゆる専門家等との、招聘してそこでしっかりと研修を受けるという機会があったらなというふうに、私自身、個人的に思っております。

と申しますのは、具体的な例を述べますと、保育の問題です。保育の問題は私もいろいろ要望が高くなっているなど思つて、勉強しようと思つたら、非常に、大きく変わりつづると申しますか、制度も複雑になってきて、なかなかこれはわかりにくいなど思つました。私は個人的にちょっと勉強にも行つたんですけれども、そこには全国からたくさんの方議員さんが来られて熱心に勉強されておまして、いわゆる議員研修ということでよくレターケースに入つておりますけれども、その中で保育を見てみようと思つたんです。葛城市では、政務活動費とかございませんから自腹になってしまうんですけれども、そんな機会があつてもなかなか費用のかかることですし、私もいろんな分野で毎年そういうところに出かけるというのは非常に大変なことなので、できたらこの市政にかかわる、とりわけ直接住民の皆さんに関係のある問題、あるいは法律上の問題、さまざまな時代の変化に対応していくために、それぞれの分野で議員さんたちが関心がある、あるいは市民の中で関心があるような問題について、基本的な理解を深めるような研修も要るんじゃないかと。だから行政先進事例の視察だけではなくて、ちゃんとした研修会という形で専門家を招聘するというふうなことを、来年度に向けてやつていったらどうかという考えを持っております。これは、1つ意見を述べさせていただきます。

それからもう一つなんですけれども、これは議会活動の基本的なことになると思うんですけれども、済みません、最初はそれだけにしておきます。後でまた、もう一つ述べさせていただきます。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 私は、ページでいうと5ページの第3章、市民と議会の関係の、第5条、広報機能の充実に関するところなんですけども、議会のネット中継に関してです。今現在、当日はリアルタイムでごらんいただける形になっておりますけれども、ネット中継の録画配信という形で、議事録が上がるまで、次の議会までの間だけ中継を保存して視聴できる形になっております。もともとこれをどういう形で導入されたかというのは、ほかの市町村のこともいろいろ調べたんですけども、基本はやっぱり市民に開かれた議会を実現していくということと、ふだん議会開催中、委員会開催中にお仕事やいろんなご都合でごらんいただけない方に、24時間自分の都合のいいときに見ていただける。それについて、議会の理解を深めていただこうということだと思えます。あともう一つ重要なのは、開かれた議会というよりも、実はこれが本当の本題かも知れませんが、議会は市政をチェックする機関なんですけども、そうしたら議事を誰がチェックするか。これはもう、市民でしかないと思うんです。やっぱり、その辺のネット中継のところにもみずから身をさらすことによって、我々も身を引き締めながら議員活動をやっているというふうなことも、理由としてあると思うんです。

それを踏まえて、いろんなところがどういう状況かというふうに調べてみましたら、大体5年ほど前くらいからこの制度を導入している自治体、議会が多いんですけども、奈良県議会では平成26年からの分を全て残しております。お隣の香芝市の場合では平成28年度以降という形になっておりますけども、基本、掲載しているやつを削除しないでずっと継続して載せているところがほとんどです。逆に、削除しているところを探す方が難しい状況でした。あと傾向としては、恐らくそれを残すに当たって費用の面とかサーバーの容量とかがあるんですけども、今の主流として、ほぼ半数以上はY o u T u b eというところに議会のチャンネルをつくって、永久的に残している。これやったらほとんど無料でいけますんで、そういう形でやっているところもありまして、今後、葛城市議会も市民に開かれた議会ということ踏まえまして、この保存期間を延ばすようなご検討をいただきたいと思えます。

増田委員長 何か、説明は事務局からございますか。期間を決定した理由ということについて。

局長。

中井事務局長 ただいまの、奥本委員の録画の期間の問題でございます。当初、この録画を保存、掲載する期間につきましては、今、奥本委員が言われましたように、次の議事録ができるまでの間という申し合わせになっております。これはあくまでも申し合わせでございますので、この委員会で例えばその期間を半年間延ばすとかその辺を決めていただけたら、サーバー的な容量につきましては今のところ問題がございませんので、期間につきましては延ばすことは可能でございます。

増田委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 9ページのところの第6章、委員会活動ということについてであります。先ほどの奥本委員の問題意識とも重なるところなんですけれども、やはり市民の皆様が議会の様子を知っていただく、それがインターネットで中継されているということで、傍聴されている方以外にも広く市民にも知られているところがあるし、また録画で知られるようになるということが、

委員会での委員自身の発言にも責任を持って発言しなければいけないというところにつながるのかと思います。

その上で私はできるだけ、今、協議会を非常にたくさんやられているような委員会がありまして、協議会の方がものすごくたくさんやられているのに委員会が少ないということになると、議員は協議会の中でしっかりと議論もし、非公開ですから、ある意味では感情的なことも言葉に乗りながら激しい議論をすることもあって、それが議会の中での議論を深めていくということにもある面ではなるのかとは思いますが、時にはそれが行き過ぎて、非常に感情的な対立が起きたりする。協議会ではなくて委員会になると、議員の皆さんもそこはやっぱりセーブをされて、公論として自分の言葉が市民に伝わるような形でお話しなさるようなブレーキが働こうと思うんです。そういう意味では、委員会活動の中で協議会是非公開になっておりますが、非公開にせざるを得ないものはできるだけ少なくして、可能な限り委員会を開いて議論すべきではないかと思います。これが1つです。委員会活動の中で協議会の回数をできるだけ減らして、できるだけ公開という趣旨でいくべきではないかというふうに、これは意見として述べておきます。

それから、もう一つは第2項のところですけど、委員会は閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとするということです。それでせっかく委員会が立ち上がっても、結局全く開かれてないと。市民の関心の強い問題で、開かれてない委員会があります。私としては、議会としてきちっとした仕事をやるという上で、そういう委員会のあり方もいかなものかと思うんです。この間、特別委員会が2つ立ち上がりましたし、ほかにもこういう形で議会改革特別委員会もありますし、いろいろ委員会がたくさんあるんですけども、そこは日程の調整をしながらバランスよくそれぞれの委員会が開かれて、全体として議会としての仕事が進むようにしていくべきではないかと思います。そういう点で、この委員会活動という点では、今年度の議会活動の中でちょっと問題がある委員会があったというふうに私自身は感じておりますので、次にそういう点をできるだけ改善していただけたらと思います。

それから、この第2項のところのところに続いてですが、行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言、その他能動的な活動ということですけども、なかなか議会として政策の立案とかいうところは難しいかとは思いますが、政策の提言としては、特別委員会の中で問題になってきたところについては、適宜まとめて行政の方に伝えていくような仕事も必要なんじゃないかというふうに感じております。具体的に申しますと、例えば今、百条委員会が行われてますけど、百条委員会の中で2庁舎制に伴って公印が、市長印が2カ所に分かれていて、そのうちの1カ所の方で、言ってみれば誰がついたかわからないような形で印がつかれているという問題がありました。これなんかは議会の中で明らかになった大きな問題ですし、そういう問題について、委員会が終わるまでずっと、報告ができるまでそのままにするのかというふうな、私はちょっと違和感を感じるところがあるんです。やっぱりそういうところは立ちどまって、委員会の最後のまとめに至る段階まででも、ちょっと不適切なことが、議会

としてこれはおかしいぞということがあれば、適宜、政策の提言というふうな形で委員会として提言できるような、そういう積極性があってもいいんじゃないかというふうに思いましたので、そういうところを委員会として、最終報告に至るまでにも何か提言できることがあれば提言できるような委員会活動になればというふうに思いましたので、ご意見申し上げておきます。

増田委員長 今ご発言いただいている分につきましては、委員会の運営上の問題でもございますので、議会改革として助言といいますか、なかなか介入できる範囲を超えているような場合もございますので、事情もございましょうし。それともう一つ、途中での説明につきましては、一部基本条例の中にも出ておりますように、その都度市長に内容についての説明をいただくと、こういうふうなこともうたわれておりますので、その辺の条文を十分に活用することが望ましいのかなと思うところでございます。

ほかにございませんでしょうか。

局長。

中井事務局長 先ほど、谷原委員が言われました議員の研修の専門家の話でございます。今、ちょうど予算時期でございますので、議会事務局としましても、確かに専門家の講師、先生を雇うような予算要求はさせていただきますので、よろしく願いしておきます。

増田委員長 私も先ほどの行政視察、これは常任委員会ごとにやっていた行政視察と別に、議員の研修の質の向上ということで昨年は人権の関係でしたし、委員会研修とこの議員研修とという両立ての研修ということになっておりますので、今ご発言いただいている議員研修については、今後専門家を入れるとなれば若干の予算の確保もお願いしたいと、こういうことでございますので。

ほかにございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 私も谷原委員がおっしゃったように、来年度10月以降、さまざま保育の制度が変わって大きく変わっていくと思うので、保育の制度についての研修などは予算をとっていただいて実行すべきかと思います。また、私も今回、協議会でも述べさせていただきましたけれども、本当に今般、災害が非常に多くございます。いつ何どき、大きな、大規模な震災も起こるであろうということで、平成29年度に避難所マニュアルというものができ上がったんですけれども、葛城市は防災士会の方々がさまざまなところでさまざまな講習をやっていただいて、本当に防災の意識を高めていただいております。その中でもやはり、議員においても市民の生命を守っていくという上で、この避難所マニュアルの中にあります避難所運営のその中で避難所HUGというものがございまして、避難所に皆様が避難されてきたときにどのように運営したらいいかという、HUGと書いて避難所運営ゲームというんですけれども、その避難所運営マニュアル、HUGを、ぜひ防災士会の方に来ていただいて、議員も学んでいけばいいんじゃないかと思うんですけれども。今言っている、この議員研修の充実強化を図るといふ、このところに1回以上開催するとありますので、今年度は1回しましたが、また近々に、今年度中にでも、できたらやっていただけたらありがたいなと思います。よろしく願

いたします。

増田委員長 ありがとうございます。おっしゃっているように、年1回以上と記載をされておりますので、また可能な限り議会改革として検討をさせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ありがとうございます。

ご意見につきましては、まず研修についてのご意見が谷原委員と内野委員から出てございました。保育、防災等の研修を年1回開催するということになっていると、そういうことの充実を図っていただきたいと、こういうふうなご意見かと思えます。

また、奥本委員からはインターネットの録画配信の公開期間でございますけれども、現状は議事録がホームページに載るまでの間ということになっております。大体3カ月間というふうに思われるわけでございますけれども、それをもう少し延長してはどうかと、こういうふうなご意見でございました。これにつきましては、他市の、香芝市等の実情もご紹介をいただきまして、ご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、局長の方からもサーバーの容量等につきましては可能なスペースといえますか、余力があるというふうなことでございますので、この辺のところも見直しのできる範囲内の可能な改善、改革かというふうに思えますので。

基本的には、この2点の内容につきましては、現在作成しております基本条例の内容は変わらないと。変えようというふうなご意見じゃなしに、内容の充実というふうな、運用上の見直しというふうなご意見かなと思えました。そのようなことを踏まえまして、今後見直していく方向で決定をさせていただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 それでは、このように進めさせていただきたいと思います。調査事項の議会基本条例の検証等については、以上とさせていただきます。

意見がないようでしたら、ここで委員外議員からの発言の申し出があれば、許可をさせていただきます。

藤井本議員。

(藤井本議員の発言あり)

増田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、これをもちまして議会改革特別委員会を閉会させていただきます。

前回の協議会からご意見を頂戴した分につきまして、本委員会で今後の方向について、先ほど述べましたように進めさせていただくということでございます。

私、改革という言葉が辞書で調べました。リフォームと、こういうふう書いてます。家のリフォームは何か合成語というふう書いていて、それと違うけども、イメージとしては

もとある家をより住みやすいように変えると。これが、改革という言葉の意味ということでございます。議会につきましても、なるほどなど。リフォームをして、より住みやすいといえますか、居心地のいいといえますか、今に合ったといえますか、現代風に、この議会を時代おくれのないような葛城市議会に進めてまいりたいと、今後ともよろしくお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 増 田 順 弘